

令和8年度 新宿区生活保護医療・介護調査員 募集案内

この採用選考は、新宿区生活保護医療・介護調査員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
事務系	新宿区生活保護医療・介護調査員	1名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- (1) 医療券、診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検及び縦覧点検に関すること。
- (2) 介護保険の被保険者以外の者の要介護認定調査に関すること。
- (3) 中国残留邦人等及びその配偶者に対する医療支援給付、介護支援給付に関すること。
- (4) その他医療扶助事務に関すること。
- (5) その他介護扶助事務に関すること。

* 今回募集の1名の主たる担当業務は(2)((1)(3)(4)を含む)の予定

4 勤務場所

新宿区福祉部生活福祉課・保護担当課（新宿区新宿五丁目18番21号）

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと

- (1) 3職務内容(1)に規定する職務に従事する者は、公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験に合格した者、一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査資格を有する者、または同等の知識、技能及び経験を有する者。
 - (2) 3職務内容(2)に規定する職務に従事する者は、介護保険法（平成9年法律123号）第69条の2に規定する介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者、または同等の知識、技能及び経験を有する者。
 - (3) 意欲を持って職務を遂行すると認められること。
ただし、**地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。**
- (1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがでなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	小論文（テーマ：「生活保護受給者の要介護認定調査に求められるもの」 文字数：400字程度）
結果発表	令和8年2月13日（金）（予定） 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年2月18日（水）19日（木）もしくは20日（金）のいずれか 新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区福祉部生活福祉課 (新宿区役所第二分庁舎1階)
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年2月末頃（予定） 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

新宿区所定の採用選考申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。

採用選考申込書は、新宿区生活福祉課で配布します。

また、新宿区ホームページの「会計年度任用職員の募集」ページの「医療・介護・福祉(会計年度任用職員)」内にある「令和8年度生活福祉課・保護担当課会計年度任用職員の募集」からダウンロードできます。（http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index05_03_02n_03.html）

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	<p>郵送または持参による。</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書(兼履歴書) *写真貼付のこと ・ 第一次選考の小論文 ・ 3職務内容(2)に規定する職務に従事する者は、6受験資格(2)に規定する資格を有していることを証する書類の写し ・ 返信用封筒 <u>ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u> <p><郵送の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、一次選考の小論文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「生活保護医療・介護調査員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で
------	--

	郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和8年1月16日(金) から 令和8年2月9日(月) <u>(必着)</u> 持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区福祉部生活福祉課庶務係

9. 勤務条件

勤務時間	休憩時間を除き、1週間につき30時間勤務するものとし、午前9時から午後4時までとする。 休憩時間 60分 月曜日から金曜日の間で週5日勤務（週30時間勤務） 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土・日曜日 休日：国民の祝日、年末年始 週休日の振替や休日の代休日を指定することができます。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 (無給休暇) 病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇等
報酬等	・月額 約24万2476円（地域手当相当分を含む。） ・期末手当の支給対象 ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、年度末年齢70歳（技能系の職は67歳）を上限年齢として、公募によらず再度任用される可能性があります。 (上限年齢を超えた場合、公募によらない特例選考の対象外となります。) 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区福祉部生活福祉課庶務係

所在地：160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号

電話番号 03(5273)4555(直通)(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

新宿区役所第二分庁舎案内図

住所 東京都新宿区新宿五丁目18番21号

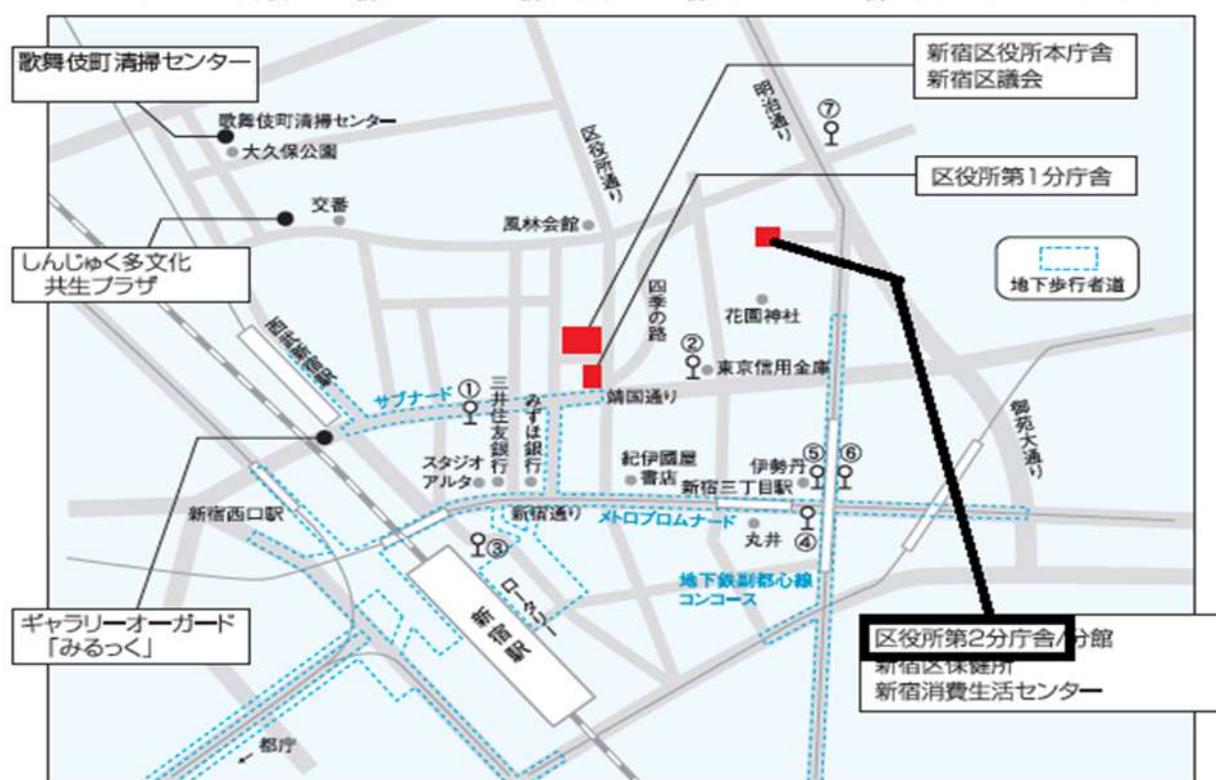
電話 03(5273)4555(生活福祉課庶務係直通)

最寄りの駅

丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、各駅から徒歩約5分

最寄りのバス停

新宿五丁目、新宿追分、新宿伊勢丹前、日清食品前



注：区役所本庁舎ではなく、区役所第2分庁舎になりますのでご注意ください。